

土地の所有者様、がけ地の近くにお住まいの皆様へ（青葉区）

～土砂災害に備えていただくために～
土砂災害防止法に基づき、がけ地の現地調査等を行います。

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、青葉区では今年から調査をして区域を見直します。

この調査では、土地に立ち入らせていただくことがありますが家屋内には入りませんので、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、調査結果は、令和9年度中に公表する予定です。

目 的

土砂災害により、危害が生じるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査・現地測量」を行うものです。

調査対象地域
・ 調査期間

裏面を参照

内 容

現地調査

- ①がけ地の確認
- ②がけ地の地形の調査（高さ、傾斜度（勾配））
- ③がけ地の地質の確認（目視）
- ④写真撮影

現地測量

- ①基準点の確認
- ②がけ地の上端・下端位置の測量
- ③構造物の端部の測量（道路、側溝、擁壁等）

作業員

身分証明書を携帯し、腕章を着用することにより、県の委託業務の作業員であることを明確に示します（裏面を参照）。

- 本状は、土地の所有者様への郵送、及びがけ地の近くにお住まいの方へのポスト投函により配布させていただきました。重複して届く場合がありますので、ご了承ください。
- 調査時にお住まいの皆様や土地の所有者様の立会は、必要ありません（家屋内には立ち入りません）。



この調査に関する問合せ先

受注者 エアロトヨタ株式会社

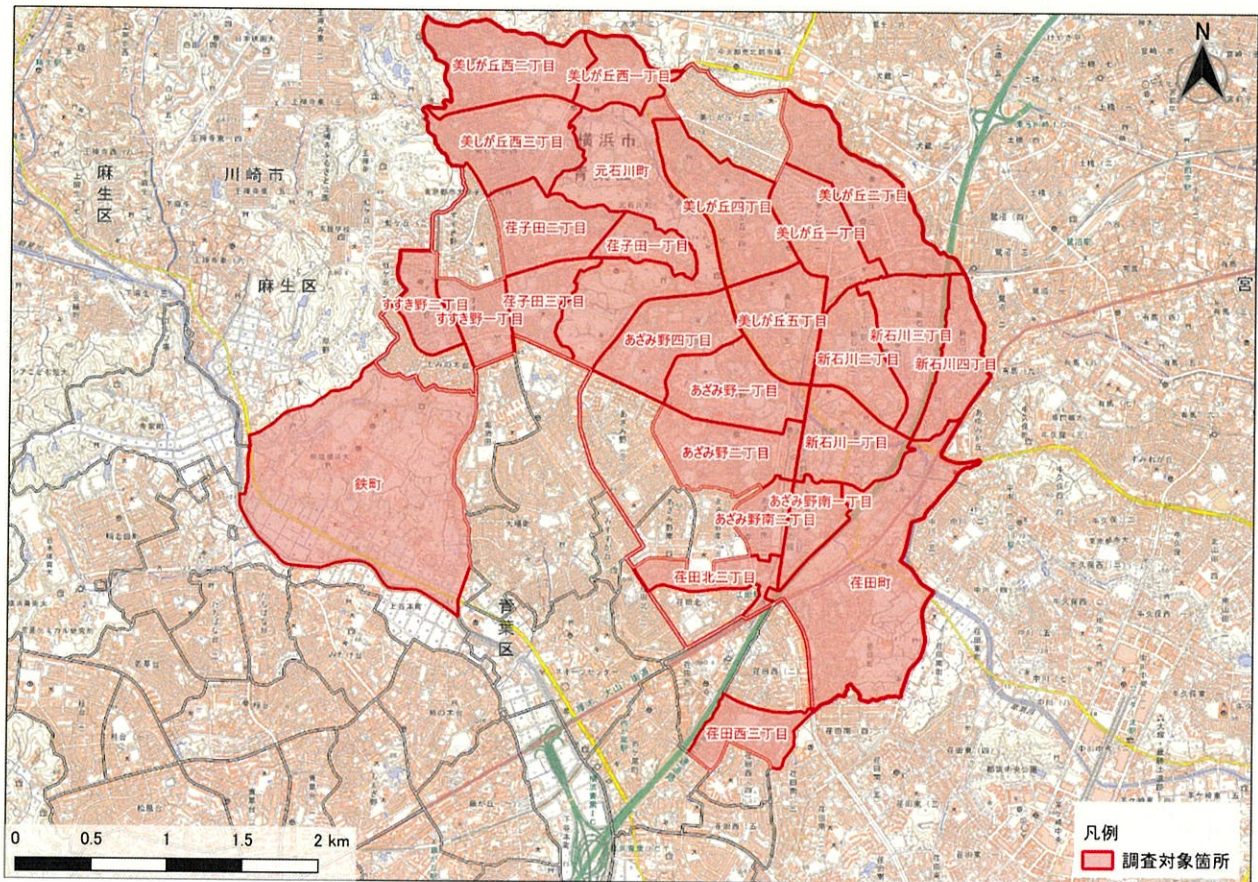
発注者 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課

☎ 045-411-2520(直通) 8:30～12:00、13:00～17:15

（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）



【調査対象地域】



【調査期間】

調査対象地域	令和 8 年					令和 9 年		
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
荏田町、荏田西三丁目、荏田北三丁目、あざみ野一丁目・二丁目・四丁目、あざみ野南一丁目・二丁目、元石川町							予備期間	
荏子田一丁目・二丁目・三丁目、すすき野一丁目・二丁目、鉄町							予備期間	
美しが丘一丁目・二丁目・四丁目・五丁目、美しが丘西一丁目・二丁目・三丁目、新石川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目							予備期間	

※調査対象が地域の境界にある場合、隣接地域にも立ち入る可能性があります。

※調査は、調査期間中に複数回行うことがあります。

※調査期間は、天候等の都合により変更することがあります。

※調査は原則平日としますが、要望等により土・日・祝日に行うこともあります。

【作業員】



調査時の服装

身分証明書

腕章